

マイナンバーカードのトリセツ



メリークリスマス！ マイナンバーカードを届けにきたよ。
このページをよく読んで、正しく扱ってね！

マイナンバーカードは たいせつに あつかいましょう



個人番号(マイナンバー)が記載されています。この面は、マイナンバーを使う必要があるときだけ提示してください。左上の金色の部分にはICチップが埋め込まれています。この部分に強い力が加わると、カードが壊れてしまうことがあるので、特に注意して取り扱ってください。



顔写真と住所・氏名・生年月日が記載されています。本人確認でマイナンバーカードを提示するときは、おもて側だけを見せてください。右下の長方形の枠の中は、住所や氏名などに変更があったときに役場が記入するところですから、皆さんは何も書かないでください。

おもて

えっへん

十二月二十五日(月) 日直 マイナ

～ その他の注意事項 ～

- ・マイナンバーカードの暗証番号は本人しかわかりませんので、忘れないようにご注意ください。
- ・マイナンバーカードには有効期限があります。期限の切れたカードは利用できません。
- ・カードの破損や紛失等により再交付を希望される場合、再交付手数料がかかります。

マイナンバーカードは役場住民課でも申請できます。写真の撮影から申請まで、住民課職員が代行しますのでご利用ください。

12月の休日受付窓口

とき 12月10日(日)午前9時～正午 **ところ** 役場 住民課窓口

※混雑状況により、待ち時間が生じることがあります。 ※その他の住民課窓口業務は行いません。

問合せ先 役場 住民課 内線121・174